

## センター駐車場の利用ルールについて

平成31年1月より、下記の通りセンターの駐車場の利用ルールを定めます。

なお、ルールの適用は平日の8時30分～17時15分とします。

### 【駐車を許可】

就業報告書の提出や打合せ、また各種行事や会議など半日以内の駐車場で、かつ運転手が常にセンター内にいて、必要に応じて車両を即座に移動可能な場合は駐車を許可します。

### 【駐車を禁止】

就業でセンター車両を使用するために自家用車でセンターに来た場合、また運転手が就業でセンターにいる場合でも駐車は禁止とします。駐車が必要な場合は、近くのコインパーキングをご利用ください。

### 【その他】

- ・センター車両が出た空きスペースにカラーコーン等を置いて、他車両を駐車させない様にする行為は禁止とします。
- ・オートバイ（原付含む）は入口フェンス付近には停めず、駐輪場スペースに駐車してください。満車の場合はお手数ですがセンター職員までお声掛けください。
- ・駐車場奥の切り返し部分に、自転車や車両は駐車しないでください。

平成31年1月4日

公益社団法人 東久留米市シルバー人材センター

担当：山口